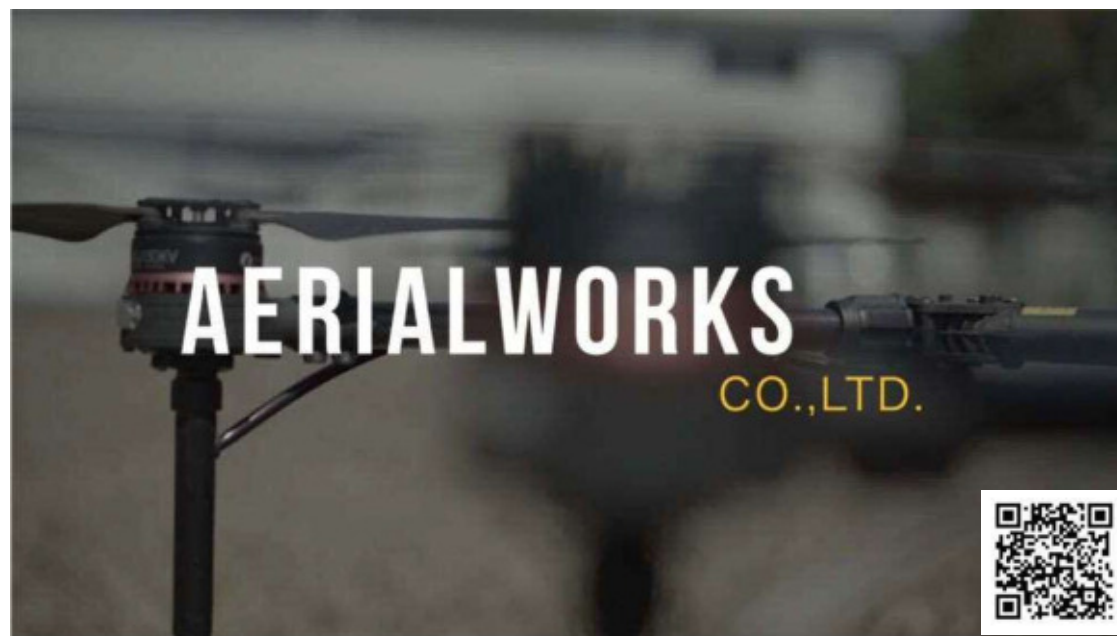
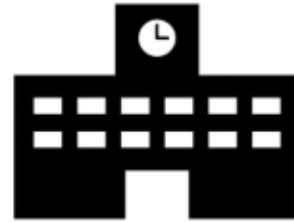




<https://youtu.be/4dKFfQSzfcw>

株式会社エアリアルワークス ドローン推進部 梅津 和音

AERIAL WORKS



ドローンスクール

・UTC

・JUIDA

ドローンサービス

・ドローン測量

・ドローン輸送

・スマート農業



ドローン販売

・レンタル

・シェアリング





https://youtu.be/2Ez17_VnYVo

ドローンに動噴機を繋げての多量散布

→ 空散用の薬剤でなくとも散布可能 作物の幅が広がる



<https://youtu.be/047MxozLcf8>

ドローンを使用した除菌

→ 牛舎や鶏舎にも活用が期待



<https://youtu.be/RllxouVSiBM>

畜舎へ石灰水の散布
→ 高所作業のリスク減



<https://youtu.be/07b9fLopZ0g>

ドローンから洗浄液を散布

→ 高所作業のリスク減



<https://youtu.be/7jpz2L6-qY0>

ドローンから遮光剤を散布

→ 高所作業のリスク減・人件費の削減



<https://www.youtube.com/watch?v=YeYSI8LQr0E>

ドローンによる物流

→ 上天草から湯島へドローンで物を運ぶ実証実験



<https://youtu.be/1hs8w8wDPZY>

車両走行型のドローン
→安全性・多量散布

国土交通省からのお知らせ

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！ 飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。

空港周辺



150m以上の上空



人家の密集地域



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

① 飲酒時の飛行禁止



② 飛行前確認



③ 衝突予防



④ 危険な飛行禁止



⑤ 日中での飛行



⑥ 目視の範囲内



⑦ 距離の確保



⑧ 催し場所での飛行禁止



⑨ 危険物輸送の禁止



⑩ 物件投下の禁止



1年間を通して許可を得られる項目

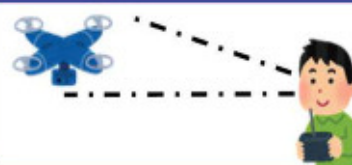
人家の密集地域



⑤ 日中での飛行



⑥ 目視の範囲内



⑦ 距離の確保



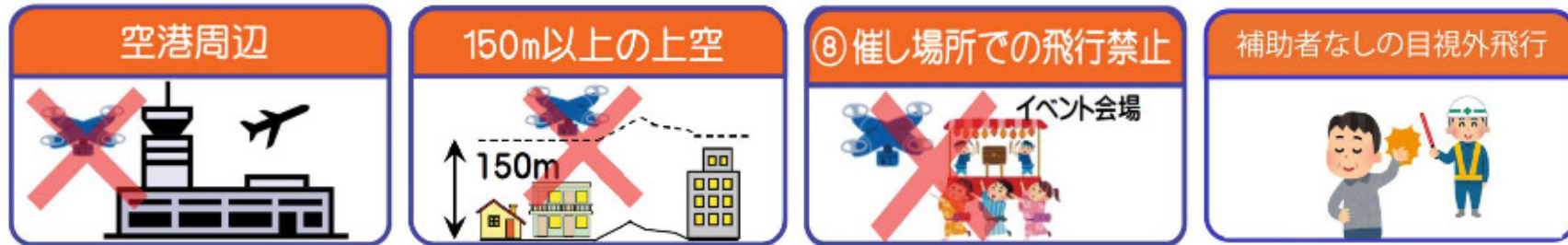
⑨ 危険物輸送の禁止



⑩ 物件投下の禁止



その都度申請が必要な項目



※下記項目の組み合わせが生じる場合もその都度申請が必要となります



UTC ドローンスクールを受講することで年間包括許可を取得



許可取得に必要な 10 時間の飛行実績・法令やルールの知識等を講習

→ライセンス取得後は UTC が代行で申請